

みんなでグッズジョブ運動推進計画



平成19年5月

沖縄県産業・雇用拡大県民運動推進本部

目 次

I	はじめに	1
	1. 県内の雇用情勢	
	2. 課題と対策	
	3. 計画策定の趣旨	
	4. 基本目標	
	5. 計画期間	
	6. 運動の名称	
	7. 運動の基本コンセプト	
	8. 推進体制	
II	行動計画	5
	1. 主体別取り組み	5
	(1) 企業	
	(2) 学校・教育機関	
	(3) 家庭・地域社会	
	(4) 県民（個々人）	
	(5) マスメディア	
	(6) 行政機関	
	(7) 各種団体	
	(8) 各主体共通	
	2. 産学官連携によるモデル事業の検討・実施	9
	3. 沖縄県産業・雇用拡大県民運動推進本部の取り組み	9
	(1) 沖縄県産業・雇用拡大県民運動推進本部会議等の開催	
	(2) キックオフ・イベントの実施	
	(3) 広報宣伝	
	(4) 県民運動地域推進リーダーの活用	
	(5) みんなでグッジョブ運動推進月間の制定	
	(6) 県民運動表彰制度の創設	
	(参考)	
	沖縄県産業・雇用拡大県民運動推進本部設置要綱	12

I はじめに

1. 県内の雇用情勢

沖縄県の完全失業率は、依然として全国平均の2倍近い状況が続いており、特に30歳未満の若年者の失業率は非常に高い水準で推移している。また、国内景気の回復基調の中で求人倍率は上昇傾向にあるものの、全国平均を大きく下回っている。

(表1) 県内の雇用情勢(平成18年平均値)

	沖縄県	全国
完全失業率	7.7%	4.1%
若年者失業率	13.2%	6.9%
有効求人倍率	0.46倍	1.06倍

2. 課題と対策

全国平均に比べ高い完全失業率、低い求人倍率が恒常的に進むことになれば、就業を通じたキャリア形成^{*1}の機会が喪失され、個人の将来設計を不安定にするだけでなく、沖縄県にとって人的資源の蓄積が十分なされず、将来の経済発展に悪影響を与えることが懸念されている(図-1参照)。

このことから、本県においては、全国平均並みの完全失業率を達成するために、これまで以上に既存産業の振興や企業の立地促進等による雇用の場の創出に取り組むととしている。また、労働需要と供給のミスマッチ解消を図るため、企業や学校との連携を強化しつつ、若年者の就業意識の変革や職業能力の開発に努め、就職率と定着率を向上させる必要がある。

3. 推進計画策定の趣旨

本県においては、これまで様々な施策・事業の取り組みにより、観光や情報通信関連産業をはじめ、地域資源や沖縄イメージを生かした泡盛、健康食品、特定の農林水産物などの面で着実な成果をあげてきた。

このように、本県は自立型経済の構築に向けて着実な進展をみせてお

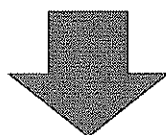
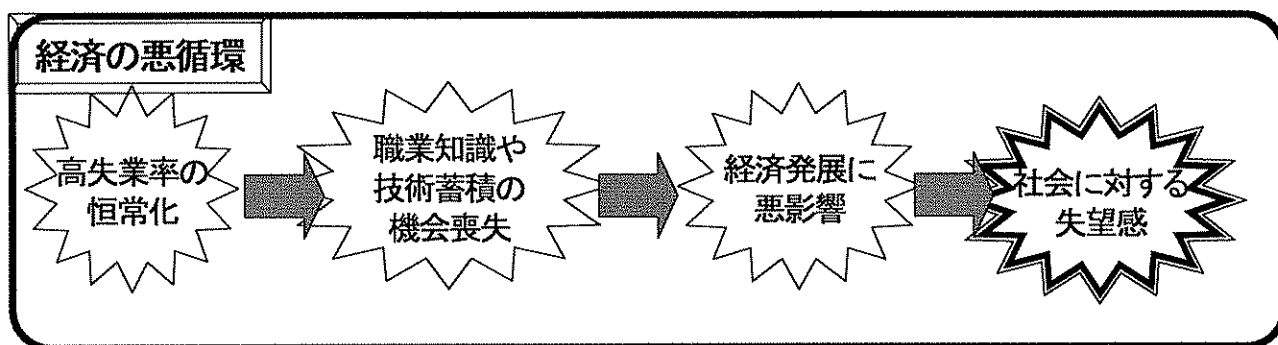
*1キャリア形成：仕事の経験を積み重ねることで自分の職業能力を育てていくこと。

り、この状況を契機として雇用情勢を全国並みに改善し、将来の子供たちに夢と希望もてる社会を築くことは重要である。このため、本県においては産業・雇用の拡大に繋がる施策を短期・集中的に強力に推進することとしている（図－2参照）。

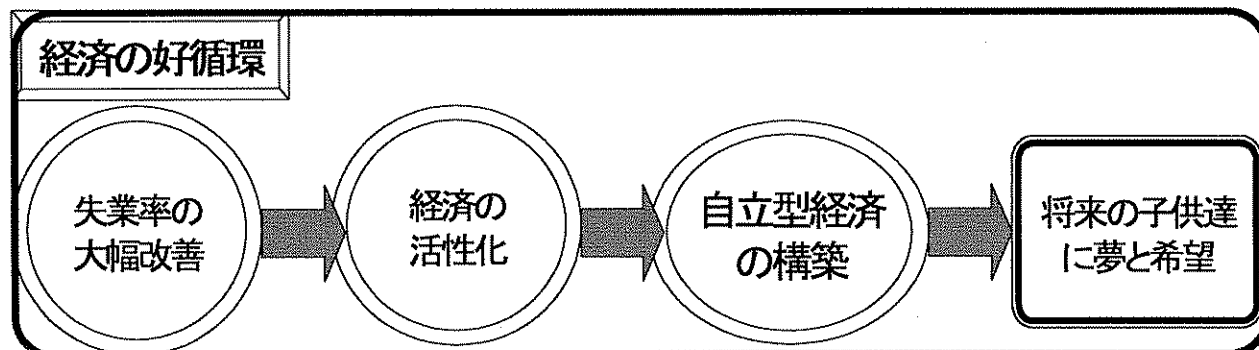
その施策が効果的なものとなるためには、行政の施策実施と併せて、県民各層の関心を喚起し、具体的な行動を促す県民運動を展開することが必要である。

このことから、企業、学校・教育機関、家庭・地域社会、マスメディア、行政機関等各主体がそれぞれの役割の下で相互に連携・協力しながら取り組むべき基本的な事項を推進計画として取りまとめた。この主体別取り組みは、毎年度見直しを行い県民運動の充実・強化を図ることとする。

（図－1）



（図－2）



4. 基本目標

概ね4万人の雇用を拡大し、完全失業率を4%台に改善する。

《4万人雇用拡大のイメージ》

下記のイメージは、産業振興施策の拡充、ミスマッチの解消対策、学生等に対するキャリア教育^{*2}の推進により、期待される就業者数の増加分である。

(1) 産業振興による就業者数	25,000人
① 新事業創出及び既存産業の振興等	(8,000)
② 企業誘致（製造業、情報関連企業等）	(17,000)
(2) 求人と求職のミスマッチ解消による就業者数	15,000人
（うち新規学卒者の就職率アップによる就業者数	1,200）
合計	<u>40,000人</u>

5. 計画期間

平成19年度～平成22年度

（成果を踏まえ平成23年度以降も継続実施を検討）

6. 運動の名称

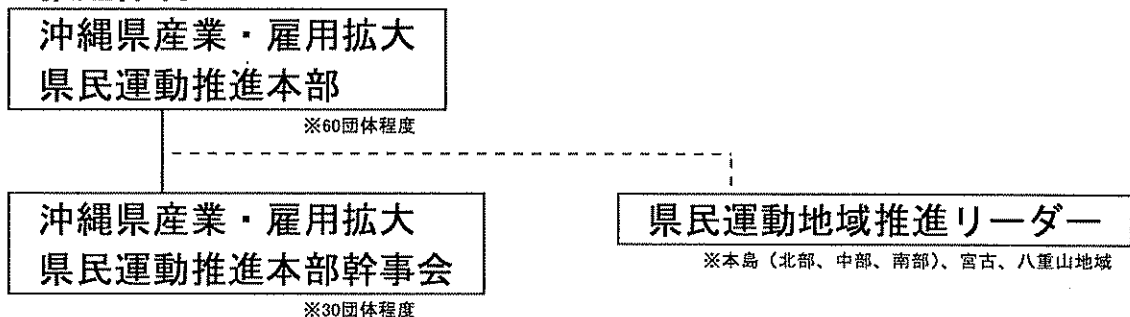
みんなでグッジョブ運動

※「みんなでグッジョブ運動」とは、みんなで一つのことを一生懸命にやりとげ、「Good Job（いい仕事だ）」と声を掛けあって一緒に喜びあえるような社会を創造していく県民運動

7. 運動の基本コンセプト

みんなが生きがいを持って働く、自立した豊かな社会の実現

8. 推進体制



*2キャリア教育：児童生徒一人一人の勤労観、職業観を育てる教育。

(図-3)

【雇用の課題】

○雇用の場の不足 ○求人と求職のミスマッチ ○若年者等の就業意識の低さ

【対応策】

- 産業振興策
 - ・既存産業の振興
 - ・企業の立地推進
 - ・新事業の創出
- 雇用対策
 - ・ミスマッチの解消
 - ・キャリア教育の推進

《ポイント》

- ①産業振興と雇用対策の一体的な取り組み
- ②県民総体による取り組み(県民運動)

みんなでグッジョブ運動

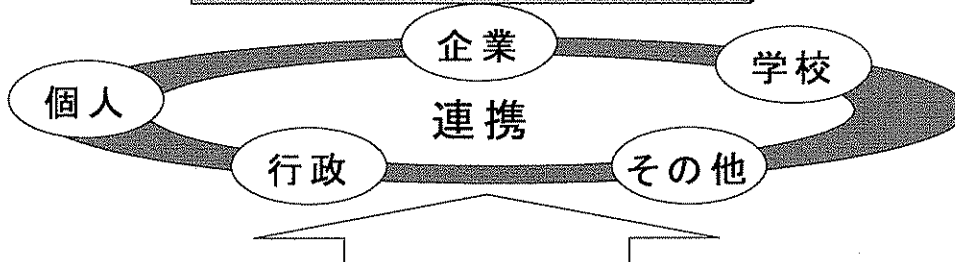
県民意識の喚起

H18年
完全失業率
7.7%

約4万人の雇用拡大

H22年
完全失業率
4%台

各主体の具体的な行動



各主体の取り組みに対する支援
(企業及び雇用に対する支援制度、産業・雇用拡大に関する各種施策・事業)

II 行動計画

1. 主体別取り組み

県民運動に参画する各主体は、以下の取り組み事項を基本にそれぞれの立場で具体的な行動計画を作成するとともに目標値を設定、公表するなどし、主体的に取り組む。

また、必要に応じ、各主体はそれぞれの役割のもとで、相互に連携・協力する体制構築に努める。

各主体における行動計画の実施に当たっては、企業及び雇用に対する支援制度、産業・雇用拡大に関する各種施策・事業の有効活用に努める。

(1) 企業

① インターンシップや職場体験の受入促進

それぞれの企業の持つノウハウを活用し、地域を支える人材の育成のために積極的にインターンシップを受け入れることにより、社会貢献、職場内の活性化、会社理解の促進に努める。

② 中長期的視点に立った人材育成の充実

人材は企業の経営品質を向上させる要であり、新入社員教育、階層別研修、目的別研修など、社員の能力・キャリアアップの促進に向け、中長期的な視点に立った人材育成の制度充実に努める。

また、社員の自発性・積極性を引き出すため、自己啓発活動への支援を行う。

③ 起業への積極的なチャレンジ（ベンチャースピリットの醸成）と支援

新事業の創出、人材育成の観点から、リスクに果敢に挑戦する旺盛なベンチャースピリットを持つ企業内人材、起業家を育成するとともに、事業成長の加速が見込まれるベンチャー企業に対して、資金・経営ノウハウ等の提供を積極的に行う。

④ 企業成長に向けた果敢な取り組みと積極的な雇用の場の提供

消費者ニーズに合った新商品の開発や県外・国外の市場開拓など、新たな事業活動（経営革新）を積極的に展開することにより経営の向上を図るとともに、県外企業も含めたビジネス連携などの取り組みにより雇用の場を提供する。

⑤働きやすい職場環境の整備促進

雇用の安定や優れた人材の確保には働きやすい職場環境づくりが重要であり、年間労時間短縮や育児・介護への支援制度の充実等、ワークライフバランス（仕事と生活の調和）に配慮した柔軟な働き方のできる職場環境の整備に努める。

⑥パート、アルバイト、契約社員等の正規社員化と均衡処遇に向けた取り組み促進

労働者がそれぞれの個性を生かし、その持てる能力を十分に発揮するとともに、公正な処遇を確保し安心して働くことのできるよう、正規雇用への移行や正規・非正規の均衡処遇に努める。

⑦若年者等の雇用促進

雇用支援制度等の活用により、若年者や女性、高齢者、障害者等の雇用の促進に努める。

(2) 学校・教育機関

①就業意識を高めるための取り組み強化

学校教育から職業生活への円滑な移行を図るため、家庭や地域社会と連携し、集団生活に必要な規範意識やマナー、人間関係を築く力、コミュニケーション能力など社会への適応にかかる幅広い能力の形成を重視したキャリア教育を発達段階に応じて実施する。

②職業相談体制の充実

県内外の雇用状況の把握、企業情報の収集に取り組むとともに、その情報を提供しやすい体制づくりに努める。

③企業との連携強化

求人企業の開拓に努めるとともに、企業と連携した県内外インターンシップ、企業人講話等を積極的に実施するとともに、産業界のニーズを反映したカリキュラムの見直し、学科再編等に取り組む。

(3) 家庭・地域社会

①家庭における就業意識の醸成

子供達が将来に夢と希望を持ち、時代の変化に力強くかつ柔軟に対応できる自立した社会人・職業人になれるよう、まず保護者が雇用状

況や企業の求人情報等の把握に努め、学校とも連携を図りつつ、家庭におけるサポートを充実していく。

②社会性やコミュニケーション能力の向上に向けた地域での取り組み拡充

地域の行事やボランティア活動等地域コミュニティへの積極的な参加をとおして、子供の頃から社会性やコミュニケーション能力を身に付けさせ、若者が社会に出るための自信と力をつけさせる。

(4) 県民（個々人）

①就業に対する意欲の向上

県民一人ひとりが自立心と「はたらく」ことに対する高い意欲を持ち、就業中の者は前向きに仕事に取り組み、求職中の者は積極的に就業活動を行い早期就職を目指す。

②県外及び海外就職への積極的なチャレンジ

就職に関しては、県内だけでなく広く県外や海外も視野に入れ、多種多様な仕事のある県外等の就職にも積極的にチャレンジする。

③起業への積極的なチャレンジ（ベンチャースピリットの醸成）

企業へ就職することにこだわることなく、自らが仕事を創り出していく気持ちで、行政等が提供する様々な制度等を活用しながら起業へも果敢に挑戦する。

(5) マスメディア

①産業・雇用拡大に関する情報の積極的な報道

それぞれの自主的な判断に基づき、本県の産業・雇用に関する現状や課題、県民運動推進に向けた各主体の模範的な取り組みなどを様々な角度から掘り下げて報じ、県民運動に関する県民の関心の喚起と理解に努める。

(6) 行政機関

①「沖縄振興計画後期展望」を踏まえた戦略的な産業振興策の展開

施策の展開にあたっては、県庁内における部局横断的な推進体制を構築するとともに、産学官が連携を図りつつ各産業分野の戦略的な振興による雇用機会の創出・拡大に向けた取り組みを行う。

②企業の立地促進

情報通信産業振興地域、金融業務特別地区及び特別自由貿易地域等への中核的企業の誘致を図り、新たな雇用創出を加速するため、国や市町村との連携により、沖縄振興特別措置法に基づく優遇税制の活用を促進するとともに、投資環境の整備に努め、トップセールスを行う等積極的な企業誘致に取り組む。

③ミスマッチ解消策の推進

技能、職種、年齢、雇用条件等のミスマッチの解消を図るため、産学官が連携した多様な職業訓練の実施など、企業ニーズに応じた人材の育成に取り組むとともに、ミスマッチの要因となる雇用環境の改善に努める。

④雇用情勢の厳しい若年者への就業支援

若年者の雇用状況の改善を図るため、職業観の形成から就職まできめ細かな対策を実施するとともに、教育機関や企業との連携を促進し、ミスマッチの解消や早期離職の防止などの対策に取り組む。

さらに、働くことに対する不安や迷いを抱える若者に対する職業的自立に向けた支援に取り組む。

⑤企業・学校・家庭・地域社会での取り組み支援

企業、各機関が行う産業振興、雇用の拡大等に関する取り組みに対する支援を行う。特に、地域の主体的・独創的な雇用創出の取り組みを支援する。

また、学校や家庭と連携し、発達段階に応じたキャリア教育を推進する。

⑥女性、高齢者、障害者等への支援

雇用支援制度等の周知・活用を促進し、女性の再就職や高齢者、障害者に対する雇用支援を強化する。

⑦働く意欲のあるすべての人々が働くチャンスを得られる社会の実現

年齢や性別、ライフステージ等に関わりなく、働く意欲のある者が、働くチャンスを得ることができ、かつ、公正な処遇が確保され、誰もが安心して働くことができる環境の整備に努める。

(7) 各種団体

① 県民運動の推進

県民運動推進計画について、各団体の会員等に対する広報・啓発に努め、県民運動の展開に関する連携・協力体制を整備する。

(8) 各主体共通

① 積極的な県産品の愛用

みんなが県産品を愛用することで、県内の産業が振興し雇用が拡大する。ひいては、県民の暮らしも豊かになり住みよい環境を築くことができる。このため、業界、消費者及び行政等県民が一体となって、積極的に県産品を愛用する。

2. 産学官連携によるモデル事業の検討・実施

① インターンシップ等拡大強化事業（仮称）

これまで各団体等で取り組まれているインターンシップ事業等の現状や課題を抽出・分析し、インターンシップ等の受け入れ企業や派遣校に関するデータベースの構築、産業別のインターンシップ対応マニュアルの作成等で、企業や各学校の円滑な事業実施及び受け入れ企業の拡大を図り、学校から職業生活への円滑な移行を拡充する。併せて、全県規模の拡大を図るため関係機関連携による協議会等を設置する。

- ・ インターンシップ等キャリア教育に関する調査・分析の実施
- ・ インターンシップ対応マニュアル等の作成
- ・ デュアルシステム事業の拡充検討
- ・ 職業人講話等の事業実施
- ・ 就職相談会等の実施
- ・ コーディネーター等の配置
- ・ 産学官連携事業に関する事業の周知・広報等

3. 沖縄県産業・雇用拡大県民運動推進本部の取り組み

(1) 沖縄県産業・雇用拡大県民運動推進本部会議等の開催

本部会議と幹事会を定期的に開催し、推進計画の見直しや進捗管理、成果の検証等を行う。

(2) キックオフ・イベントの実施

運動の取り組みを広く周知し、県民意識の醸成を図るため、キックオフイベント（開催記念行事）を開催する。

- ①開催時期：平成19年5月24日（木）15:00～17:00（入場開始14:00）
- ②場 所：武道館（71-1棟）

(3) 広報宣伝

①県民宣言

運動を県民の総意として取り組むため、「県民宣言」を採択し、広く広報する。

②シンボルマーク及びテーマソングの作成

運動を統一的にPRするためシンボルマーク及びテーマソングを作成し、その普及を通じて、運動の認知度を高める。

シンボルマークについては、名刺や印刷物など幅広い分野での使用を促進し、運動の普及を図る。

③ポスター、チラシ等の作成

運動の取り組みを広く周知し、県民意識の醸成を図るため、ポスター、チラシ等を作成し幅広く配布する。

④パネルの作成

運動の概要や本県の産業・雇用に関する現状や課題、ユニークな企業家、元気な企業などのパネルを作成し、各種イベント等における活用を促進する。

⑤ホームページの設置・運用

運動のホームページを立ち上げ、みんなでグッジョブ運動推進計画や県民宣言に加え、各主体の模範的な取り組みやユニークな企業家、元気な企業などを県民に対し積極的に発信し、県民運動に関する県民の関心を喚起するとともに、各主体の取り組みを促す。

また、計画目標値及び実績（成果）を県民に公表するとともに、意見等を集約し、今後の取り組みの充実・強化に繋げる。

(4) 県民運動地域推進リーダーの活用

本島北部・中部・南部、宮古、八重山に設置する地域推進リーダーを活用し、運動を各地域に浸透させる。

地域推進リーダーは、県民運動の展開に関する地域への周知、地域の取り組みに関する情報収集、各地域への情報発信、本部との情報交換などに取り組む。

(5) みんなでグッジョブ運動推進月間の制定

産業・雇用につながる県民運動の展開に関する県民の関心の喚起と理解を一層深めることを目的として運動推進月間を定め、就職面接会やイベントの開催と連携する。（※時期やイベント等の開催については今後検討）

(6) 県民運動表彰制度の創設

県民の模範となる産業・雇用の拡大に取り組んだ企業、団体等を推薦により表彰する。

(図-4) 県民運動の全体スケジュール イメージ

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
キックオフイベント	■			
その他のイベント		■	■	■
主体別行動計画の策定	■	■	■	■
県民運動推進月間		■	■	■
広報宣伝等による意識喚起	■	■	■	■
地域推進リーダーの活用	■	■	■	■
圏域別意見交換会の開催	■	■	■	■
産学官連携モデル事業の検討・実施	■	■	■	■
既存事業の実施	■	■	■	■
新規事業の実施	■	■	■	■
各支援制度活用による雇用拡大	■	■	■	■
県民運動表彰		■	■	■

事業名	事業概要	事業主体	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
……促進事業		県	←	←	←	←
……人材育成事業		◎○センター		←	←	←
……活用事業		◎○○財団			←	←
：	：	：	：	：	：	：
……支援事業		□□市	←	←	←	←

沖縄県産業・雇用拡大県民運動推進本部設置要綱

(設置目的)

第1条 本県の完全失業率を大幅に改善するためには、産業振興による雇用機会の創出・拡充に取り組むとともに、県民の関心を喚起し、具体的な行動を促す「沖縄県産業・雇用拡大県民運動（みんなでグッジョブ運動）」を円滑かつ効果的に展開することを目的に、沖縄県産業・雇用拡大県民運動推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、沖縄県産業・雇用拡大県民運動に係る次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 県民運動推進計画に関すること。
- (2) 県民宣言に関すること。
- (3) 県民に対する広報・啓発等に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長及び委員で組織する。

- 2 本部長は沖縄県知事をもって充てる。
- 3 委員は、別紙のとおりとする。
- 4 各地域（本島北部・中部・南部、宮古、八重山）に運動を浸透させる地域推進リーダーを設置する。

(本部長)

第4条 本部長は、推進本部の事務を総括する。

(会議)

第5条 推進本部会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

(幹事会)

第6条 推進本部を補佐するため、必要に応じて幹事会を置く。

- 2 幹事会の長は、委員の互選による。

(任期)

第7条 推進本部委員、地域推進リーダー及び幹事会委員の任期は2年間とする。
ただし、再任は妨げない。

(庶務)

第8条 推進本部の庶務は、沖縄県観光商工部において行う。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要は事項は、本部長が定める。

附・則

この要綱は、平成19年5月24日から施行する。

沖縄県産業・雇用拡大県民運動推進本部委員名簿

番号	団 体 名	役職名	備 考
I. 業界団体			
1	沖縄県中小企業団体中央会	会長	
2	沖縄県商工会議所連合会	会長	
3	沖縄県商工会連合会	会長	
4	社団法人沖縄県経営者協会	会長	
5	社団法人沖縄県工業連合会	会長	
6	沖縄経済同友会	代表幹事	
7	社団法人沖縄県建設産業団体連合会	会長	
8	沖縄県農業協同組合中央会	会長	
9	沖縄県漁業協同組合連合会	代表理事会長	
10	沖縄県情報通信関連産業団体連合会	会長	
11	財団法人沖縄観光コンベンションビューロー	会長	
12	財団法人沖縄県産業振興公社	専務理事	
13	沖縄県中小企業家同友会	代表理事	
14	社団法人沖縄県生産性本部	専務理事	
15	沖縄県ホテル旅館生活衛生同業組合	理事長	
16	沖縄観光の未来を考える会	会長	
17	社団法人日本ホテル協会沖縄支部	支部長	
18	社団法人沖縄県銀行協会	会長	
19	社団法人沖縄県ハイヤー・タクシー協会	会長	
20	社団法人沖縄県バス協会	会長	
21	社団法人沖縄県医師会	会長	
22	社団法人沖縄県看護協会	会長	
23	社団法人沖縄県薬剤師会	会長	
24	社会福祉法人沖縄県社会福祉協議会	会長	
25	社団法人沖縄県生活衛生同業組合連合会	会長	
II. 大学・専修学校、雇用能力開発			
1	国立大学法人琉球大学	学長	
2	学校法人沖縄国際大学	学長	
3	学校法人嘉数学園沖縄大学	学長	
4	学校法人名護総合学園名桜大学	学長	
5	学校法人沖縄キリスト教学院大学	学長	
6	沖縄県立芸術大学	学長	
7	沖縄県立看護大学	学長	
8	沖縄県私大就職指導協議会	会長	
9	社団法人沖縄県専修学校・各種学校協会	会長	
10	独立行政法人雇用・能力開発機構沖縄センター	統括所長	
11	財団法人雇用開発推進機構	常務理事	
III. 労働団体			
1	日本労働組合総連合会沖縄県連合会	会長代行	
2	沖縄県労働組合総連合	議長	

番号	団体名	役職名	備考
IV. マスメディア			
1	株式会社沖縄タイムス社	代表取締役社長	
2	株式会社琉球新報社	代表取締役社長	
3	沖縄テレビ放送株式会社	代表取締役社長	
4	琉球放送株式会社	代表取締役社長	
5	琉球朝日放送株式会社	代表取締役社長	
6	株式会社エフエム沖縄	代表取締役社長	
7	株式会社ラジオ沖縄	代表取締役社長	
8	日本放送協会沖縄放送局	局長	
V. 行政、議会			
1	沖縄県	知事	
2	内閣府沖縄総合事務局	局長	
3	沖縄労働局	局長	
4	沖縄県市長会	会長	
5	沖縄県町村会	会長	
6	沖縄県議会	議長	
7	沖縄県市議会議長会	会長	
8	沖縄県町村議会議長会	会長	
VI. その他			
1	日本銀行那覇支店	支店長	
2	沖縄振興開発金融公庫	理事長	
3	社団法人沖縄県婦人連合会	会長	
4	社団法人沖縄県PTA連合会	会長	
5	沖縄県高等学校PTA連合会	会長	
6	社団法人日本青年会議所沖縄地区協議会	会長	

※ 推進本部委員は、固定されたものではなく、必要に応じて見直すものとする。

